

一般社団法人 愛知県環境測定分析協会 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県環境測定分析協会（以下「協会」という。）定款第2章の規定に基づき、協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものである。

(会員の定義)

第2条 会員は、正会員及び賛助会員の2つに区分し、別表に定めるものとする。

(入会基準及び手続き)

第3条 協会の正会員又は賛助会員として入会しようとするもの（以下「申込者」という）は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 前項において、正会員として入会しようとするものは、現に協会の正会員であるものによる推薦状を添付するものとする。また、申込者が法人又は団体である場合には、法人又は団体の代表者として協会に対しその権利を行使する者を定め、会長に届け出るものとする。
- 3 理事会は、前項の申込に対して、次の基準により入会の可否を決定する。
 - (1) 協会の規約を遵守できること。
 - (2) 入会申込書及びその添付書類の重要な事項について虚偽の記載がないこと、若しくは重要な事実の記載が欠けていないこと。
 - (3) 法人又は団体が申込者である場合には、当該法人又は団体の経営基盤が健全で、財務的信用を有していること。
- 4 会長は、理事会の決定に基づき、申込者にその決定を通知する。

(会員名簿)

第4条 協会は、会員の種類毎に、別に定める会員に関する情報を会員データファイル（メンバーリングリスト）に登録する。この場合、協会は、協会が定める個人情報保護方針に基づき、個人情報を適切に取扱うものとする。

- 2 会員は、会員データファイルに登録する情報に変更があった場合は、遅滞なく別に定める変更届を会長に提出するものとする。
- 3 協会は、会員データファイルに登録された情報をもとに会員名簿を作成し、公開するものとする。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期等に関する事項は、別に定める会費及び入会金に関する

る規程によるものとする。

(退会等)

- 第6条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。退会届を受理した会長は、当該会員に退会届を受理したことを通知するとともに、理事会にその旨を報告し、会員名簿における当該会員の登録を抹消するものとする。
- 2 会員が、定款第9条に基づき退会したとみなすことを理事会が決定したときは、会長は当該会員又はその関係者に決定を通知し、会員名簿から当該会員の登録を抹消するものとする。
 - 3 会員が、定款第10条に基づき除名されたときは、会長は会員名簿における当該会員の登録を抹消するものとする。
 - 4 前各項により会員の資格を喪失した場合、協会は、既納の入会金及び会費は返納しない。また、会員の資格を喪失したものは、会員としての資格称号を前歴として使用することはできない。

(再入会)

- 第7条 会員の資格を喪失したもの（定款第10条に基づき除名されたものを除く）が再入会を希望する場合は、次の手続きによるものとする。
- (1) 再入会を希望するものは、その理由を記した説明書とともに、第3条第1項に定める入会申込書を会長に提出する。
 - (2) 前号の入会申込書を受理した場合、理事会は第3条第3項に定める基準により再入会の可否を決定する。ただし、会員の資格を喪失した際に未納の入会金又は会費がある場合には、当該未納分を協会に納入しない限り、再入会は認めない。
 - (3) 会長は、理事会の決定に基づき、再入会を希望するものにその決定を通知する。
- 2 定款第10条に基づき除名されたものは、除名された日から3年間は再入会の申請を行うことができないものとし、再入会の手続きは、前項1号から3号に準ずるものとする。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。また、会員の資格を喪失したものは、会員としての資格称号を前歴として使用することはできない。
- 2 第5条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - 3 総正会員が同意したとき。
 - 4 当該正会員及び賛助会員が解散し、又は破産したとき。

(特典)

第9条 会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 協会が刊行する広報誌「あいかんきょう」を無料で配付を受けることができる。
- (2) 協会が主催、共催する研修会、セミナー、技能試験等に割引料金で参加できる。
- (3) 正会員が希望するときは、理事会の承認を得て、協会が常設する委員会若しくは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。

(特別の会費に係る事業への参画)

第10条 会員は、会費及び入会金に関する規程第9条に定める特別の会費を納入し、協会が実施する事業に参画することができる。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行うものとする。

附則

1. この規程は、平成23年5月27日に制定し、一般社団法人愛知県環境測定分析協会の設立登記の日（以下、「設立登記日」という）から施行する。
2. 設立登記日において、現に会員であるものは、本規程に定める会員とみなす。
3. 平成29年5月25日 総会事前承認 一部文字修正（代表理事→会長）

別表 会員の定義

会員の種類	定義
正会員	定款第5条(1)に定める法人
賛助会員	定款第5条(2)に定める法人

年 月 日

一般社団法人愛知県環境測定分析協会会長殿

所在地

法人名

代表者名

印

入 会 申 込 書

今般下記のとおり愛知県知事より環境計量証明事業の登録を受けましたので、貴協会に入会申込みいたします。

入会後は、貴協会の定款並びに決定事項を遵守し、業界の発展のため、協力することを誓います。

記

- 1 登録事業所名
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 事業区分
- 5 事業所所在地

添附書類

- 1 計量証明事業登録証（写）
- 2 会社概要

年 月 日

一般社団法人愛知県環境測定分析協会会長 殿

所在地

法人名

代表者名

印

入 会 申 込 書

貴協会賛助会員として入会を申し込みます。

営 業 品 目	(会員に周知するため詳細に記入してください。)	
連絡先	所在地	TEL
	役職名	FAX
	担当者氏名	E-mail

一般社団法人愛知県環境測定分析協会会員台帳				No.	
				加入	• •
名 称					
所 在 地	〒				
登録事業所名				TEL	
所 在 地	〒			FAX	
代 表 者 名	(役職名)	連絡 者名	(役職名) E-mail		
資本金・元入金又は基本財産	万円	営業開始 年月日	年	月	日
他府県にある本社・支店等	名 称				
	所 在 地				
環境計量証明事業登録	区 分	登 録 番 号			
	濃 度	愛知県 第	号		
	音圧レベル	愛知県 第	号		
	振動加速度レベル	愛知県 第	号		
業 務 分 野	1 大気 2 水質 3 土壌 4 騒音 5 振動 6 臭気 7 産業廃棄物 8 作業環境 9 衛生検査 10 放射線 11 その他				
専業・兼業別	専業・兼業	兼業 業種名			
従 業 員 数	事業所全体	人	環境計量部門	人	
特 記 事 項 (特殊技術について記入してください)					

所在地略図

・最寄の公共交通機関名

・タクシー 分

・徒歩 分

別紙様式第3

年 月 日

一般社団法人愛知県環境測定分析協会会長 殿

所在地

法人名

代表者名

印

退 会 届

このたび一般社団法人愛知県環境測定分析協会を下記の理由により退会したいのでお届けします。